



知って得する!



第164号 令和7年1月発行

こうめ高齢者みまもり相談室

こうめ みまもり だより

ご存じですか? 救急通報システム

24時間365日

ボタン一つで通報・相談を受け付けます!

救急通報システムってどんなもの?

- ① 通報があったときに、電話で安否を確認し、現場派遣員が駆けつけます。
- ② 看護師等の専門スタッフがいつでも健康・医療相談をお受けします。
- ③ 通報がなくても2か月に1回程度、お伺いの電話をいたします。

具合が悪くて動けない!

健康・医療相談をしたい!

③ 急行

ご自宅に急行し、お預かりしていた鍵を使い、安否の確認をします。

① 通報

緊急時や、健康相談をしたいときに通報ボタンを押します。



② 指示

通報を受け、異変を確認したら、救急搬送及び現場急行を指示します。



現場派遣員



受信センター

【対象者】

- 区内の65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯の方
(日中・夜間に単身、または高齢者のみとなる方も含む。)
- 固定電話のある方

【利用者負担金(月額)】

- I 0円(慢性疾患があり、生活保護受給者または、住民税非課税の方)
- II 500円(慢性疾患があり、住民税課税の方)
- III 2618円(上記I、II以外の希望される方)

1月 こうめみんなの勉強会 元気に乗り切ろう! 冬の感染症

日時:令和7年1月17日(金)14:00~15:00

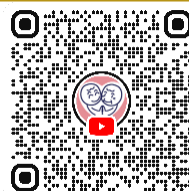
会場:すみだ福祉保健センター 1階保健室

講師:訪問看護ステーションリカバリー 柴山看護師

会場での参加を希望される方は、電話でこうめ高齢者支援総合センターにお申し込み下さい。

こうめ高齢者支援総合センター 電話 03-3625-6541

当日、 YouTube にてライブ配信を行います。ご自宅などで、勉強会の様子をご視聴いただけます。右上のQRコードを携帯電話等のカメラ機能で読み取り、ご視聴ください。



こうめ高齢者みまもり相談室

【受付時間】(月~金)9:00~17:00

年末年始・祝日を除く

担当:荻野・関口・田中・山下

【墨田区委託事業】

墨田区向島3丁目36番7号
すみだ福祉保健センター1階

電話 03-5619-6511

FAX 03-5608-3730

障害者控除対象者認定書の交付をご希望の方へ

高齢者の方に対する税法上の障害者控除について

障害者手帳の交付を受けていない方でも、障害者に準ずるものとして、福祉事務所長の認定を受けた場合は、所得税や住民税の障害者控除の対象となります。

所得控除の対象となる年の12月31日時点における要介護認定結果情報を確認し、該当する方には「障害者控除対象者認定書」を交付します。この認定書を税務署等での税申告の際にご提出いただくと、所得税や住民税の控除を受けることができます。

【対象者要件】

障害者控除対象者認定基準日（12月31日）において、次の要件をすべて満たす方

- (1) 墨田区に住所があり65歳以上で、要支援・要介護認定を受けている方
- (2) 介護保険の要介護認定結果情報による日常生活自立度等が、【障害者控除対象者認定基準】に該当している方

控除対象者認定区分		障害者控除額	
		所得税	特別区民税
障害者	・知的障害者（軽度・中度）に準ずる ・身体障害者（3級～6級）に準ずる	27万円	26万円
特別障害者	・知的障害者（重度）に準ずる ・身体障害者（1級、2級）に準ずる ・ねたきり高齢者	40万円	30万円



【申請方法】 **まずは、お電話をください 高齢者福祉課支援係 ☎03-5608-6168**

認定書の交付を希望される方は、控除の対象となるかを事前にお問い合わせください。

対象となった方には申請書をお送りします。申請は原則、郵送受付です。

申請書の提出から交付まで概ね2週間程度かかります。

<火災安全システム事業>

高齢者のお宅に火災を未然に防止する機器を取り付けます。

1 対象となる方 墨田区内在住で、65歳以上の高齢者のみの世帯の方

※以下の③、④については、心身機能の低下等に伴い
防火等の配慮が必要な方が対象となります。



火災警報器の例

2 設置できる機器 (【 】内は利用者負担額) ※所得等により費用負担がない場合もあります。

- ① 火災警報器……………室内の火災を煙で感知し、音声で知らせる【1,000円】
- ② 自動消火装置……………火災を感知し、消火液を自動噴射して初期消火を行う【3,000円】
- ③ ガス安全システム…ガス漏れ、不完全燃焼を感知してガスを自動遮断する【4,000円】
- ④ 電磁調理器……………炎を生じない電磁作用により、調理器の上に乗せた鍋等を温めるもの【2,000円】※専用の鍋、やかん等はつきません。

3 注意事項 ①～③について、借家にお住まいの方は、事前に家主の承諾が必要となります。

4 問い合わせ先 墨田区高齢者福祉課支援係（区役所4階） 電話：03-5608-6168